

# 税

# の申告時期です

【期間】2月16日(金)～3月15日(木)

申告は正しくお早めに!!

平成18年分所得の申告時期となりました。平成18年1月1日から12月31日の1年間の所得について計算の上、申告してください。申告の対象は、所得税、市県民税、国民健康保険税です。申告相談会場・時間は次ページの一覧表のとおりですので、お気軽に相談ください。

なお、事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産などの譲渡所得、住宅借入金等特別控除のある方、青色申告をされる方は、税務署で相談ください。



## ■期限内に必ず申告を!

この申告書は、所得証明書、老齢福祉年金、福祉医療(老人医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居などの手続きに必要な資料となります。申告がないと、これらに関する諸証明が発行できません。期限内の申告をお願いします。

## ■雑損失の翌年への繰越には申告が必要です!

昨年の申告期間内に雑損控除または雑損失の繰越控除の適用を受け、控除額を所得金額から引ききることができなかった場合、18年分の所得金額から差し引くことができます。また、引ききれなかった損失をさらに翌年以降へ繰越すためには、18年分の所得がない場合でも申告期間内に確定申告または市県民税の申告が必要です。

## ■必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

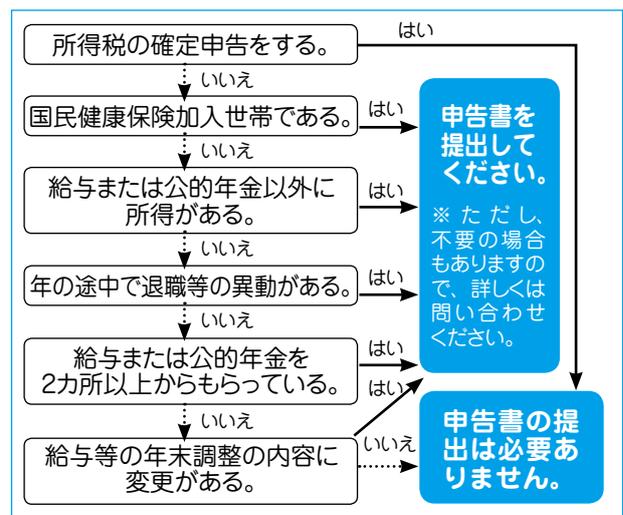
相談にお越しになる前に「平成19年度市県民税申告のてびき」をよくお読みいただき、帳簿などは必ず整理しておいでください。来庁時には、申告者本人が申告書を作成記入の上、必要な書類・証明書・印鑑を必ずお持ちください。帳簿の整理ができていない場合や必要書類がない場合は、相談をお断りすることがあります。また、3月15日の申告期限間近や市役所での申告相談は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ早目にお越しいただくとともに、所得税・消費税の申告をされる方は他会場(税務署、じばさん但馬など)での申告相談を利用ください。

税の申告も兼ねていますので、国民健康保険加入世帯の方は所得の有無にかかわらず必ず申告書を提出してください。申告がない場合、「低所得者軽減」に該当してもその適用を受けることができません。

ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をされる方
- ・給与所得者の方で勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている場合

※給与所得のほかに所得のある方、2カ所以上から給与所得のある方、または、雑損控除・医療費控除・寄付金控除の適用を受けようとする方は申告をしてください。また、収入が公的年金のみの方は申告不要の場合がありますので、詳しくは市役所税務課市民税係へ問い合わせください。



## 市県民税・国民健康保険税の申告

### ■申告の必要な方

平成19年1月1日現在、豊岡市に住所があり、平成18年中に所得のあった方は申告が必要です。国民健康保険

### ■市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)用紙を配布します

昨年に市県民税申告書を提出された方には1月下旬に送付します。

## 申告相談会場・時間一覧表

申告相談会場	2月									3月									相談時間 ( )は受付時間 12:00～13:00の間 相談は行っていません		
	16	19	20	21	22	23	26	27	28	1	2	5	6	7	8	9	12	13		14	15
	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火		水	木
豊岡税務署1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:00～17:00
豊岡市役所本庁西別館 城崎総合支所 日高農村環境改善センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8:30～16:00)
竹野総合支所	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(9:30～15:00)
竹野・南地区公民館					○	○															(9:00～15:30)
竹野・中地区公民館				○																	(9:00～15:30)
出石総合支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8:30～16:00)
				○				○					○								(9:30～15:00)
但東総合支所	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8:30～16:00)
								○				○									(9:30～15:00)
但東・資母地区公民館			○																		(9:00～15:30)
但東・高橋地区公民館				○																	(9:00～15:30)
じばさん但馬6階	○	○	○	○				○	○					○	○						(9:30～15:00)
瀬戸公民館					○																
城崎大会議館							○														
ワークピア日高			○		○			○			○		○								

※○印は所得税の確定申告、○印は市県民税・国民健康保険税の申告（所得税の申告も可）を行います。都合の良い日時・会場を利用ください。

### ■夜間相談

月 日	受付時間	相談会場
2月23日(金)	18:00～20:00	豊岡市役所本庁西別館、城崎総合支所、竹野南地区公民館、 日高農村環境改善センター、出石総合支所、但東総合支所
3月9日(金)		豊岡市役所本庁西別館、竹野総合支所、日高農村環境改善センター

### ■休日相談

月 日	受付時間	相談会場
3月4日(日)	8:30～11:30	豊岡市役所本庁西別館、城崎総合支所、竹野総合支所、 日高農村環境改善センター、出石総合支所、但東総合支所

※市県民税・国民健康保険税の申告相談会場の午前の受付は11時30分までですが、人数制限をしていますので早めに終了する場合があります。(夜間相談・休日相談も人数制限をします)

※豊岡市役所本庁に申告相談で来庁された方は、市役所駐車場が無料になります。(相談会場受付で駐車券を提示してください)

※豊岡税務署は駐車場に限りがありますので、お越しの際はできるだけ公共交通機関を利用ください。

平成19年度個人市県民税に係る主な改正、確定申告の事前集合指導、農業所得申告について12ページに掲載していますので参照ください。

《問合せ》税務課市民税係